

# つがる保育園 園 規 則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1) 名 称 社会福祉法人 三和会 つがる保育園
  - 2) 所在地 弘前市大字堅田 3 丁目 2 5 番地 9
- 第 2 条 当園は、児童福祉法に基づいて、保育を必要とする乳幼児を保護者に代わって保育することを目的とする。
- 第 3 条 当園は、前条の目的達成のため、保育の目標を次のように定める。
- 1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること
  - 2) 健康や安全などの日常生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと
  - 3) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと
  - 4) 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと
  - 5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと
  - 6) 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと
- 第 4 条 当園の運営方針は、次のとおりとする。
- 1) 園児の生活環境の如何にかかわらず、保育上差別されないこと  
地域の協力、家庭との綿密な連絡のもとに、児童の最善の利益を考慮し、その福祉の増進を図ること
  - 2) 社会福祉実践のため、一般児童育成関係団体への協力等に努めること

第5条 当園に置く職員組織は、次のとおりとする。

1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理、経理及び庶務を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務を司る。

2) 主任保育士 1名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

3) 保育士 12名

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

4) 栄養士 1名

園児の発達段階に応じ、献立を作成及び調理する。

5) 調理員 1名

発達段階に応じ作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

6) 嘱託医 1名

園児の健康診断を実施するほか、必要な指導、助言を行う。

7) 嘱託歯科医 1名

園児の歯科検診を実施するほか、必要な指導、助言を行う。

8) 看護師 1名

児童の健康維持及び児童の急な傷病への応急措置を行い、保育を補助する。

## 第2章 定員

第6条 当園の定員は、65名とし、子ども・子育て支援法第31条1項の利用定員は次のとおりとする。

ただし、災害その他の事由による場合、知事の許可を得て、定員を変更することがある。

1) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者 34人

2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳未満の者 31人

(うち、満1歳未満の子ども9人)

## 第3章 入退園 及び 休園

第7条 当園に入園できる児童は、乳幼児で弘前市から委託を受けた者とする。

- 2 前項の受託児童が前条の定員に満たないときは、園長は定員に達するまでその他の児童の入園を許可することができる。
- 3 災害その他の事由による場合、知事の許可を得て、定員を変更することがある。

第8条 入園希望者は、市長が必要とする書類を整備提出し、その資格が必要条件に合致しなければならない。

- 2 入所承諾書が交付された対象児童は、入園を拒否されることはない。

第9条 園長は、市長が委託を解除するか、保護者から退園させる申し出があったときに園児を除籍退園させることができる。

第10条 当園の休園日は、次のとおりとする

- 1) 毎週日曜日（法定休日）
- 2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3) 年末年始休暇（12月29日から翌年1月3日まで）
- 4) その他、理事長が必要と認めた日

第11条 園児が多数感染症に罹患するか、そのおそれがある場合、又は災害その他の事由により保育上重大な影響があるとき認められた場合は、その事由が消滅するまで園児の登園を禁じ、又は臨時休園することができる。

## 第4章 日課 及び年間行事

第12条 当園の日課及び年間行事は、別に定める。

第13条 園の日課及び年間行事は、第3条、第4条の目標並びに方針に基づき計画されなければならない。

## 第5章 開閉園時間、保育時間及び登園、降園

第14条 当園の開閉園時間は次のとおりとし、保育標準時間認定に係る保育時間とする。

- 1) 開園時間 午前 7時 00分
- 2) 閉園時間 午後 6時 00分
- 2 保育短時間認定に係る保育時間は次のとおりとする。但し、それ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、午前7時00分から午前8時00分まで、または、午後4時00分から午後7時00分まで延長保育を提供する。
  - 1) 午前 8時00分 から 午後 4時00分 まで
- 3 前項の時間帯のほか、次の保育時間は延長の保育時間とする。
  - 1) 午後 6時00分 から 午後 7時00分 まで
- 4 第2項及び第3項に係る時間に、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として（1時間ごとに100円の）費用を徴収する。
- 5 一時預かり保育の利用時間は午前8時00分から午後4時00分までとし、実施に必要な経費の一部について、利用者負担として（1時間ごとに200円を）費用を徴収する。
- 6 前項にかかわらず、取り組む事業により開閉園時間を変更する事ができる。

第15条 保育時間は、原則として8時間とする。ただし、児童の健康上及び保護者の事情により保育時間を伸縮することができる。

第16条 登園・降園の際は、必ず保護者又はこれに代わるべき人が付き添いするものとし、原則として、職員は送り迎えをしない。

## 第6章 保健、安全、非常災害訓練

第17条 当園は、保健衛生管理を次のように実施する。

- 1) 保育士は、園児の生育暦、既往症、家族の健康状態の調査を行う
- 2) 園児の身長、体重の測定（毎月）
- 3) 嘱託医による定期健診（内科健診・・・年2回、歯科健診・・・年2回）
- 4) 入所承諾書が交付された児童に対する嘱託医による入園月の健診

- 5) 感染症、その他の予防注射の実施
- 6) 職員の健康診断（年 1 回）
- 7) 園舎内外の消毒、清掃

第 18 条 嘱託医は、園児の健康診断の結果を園長に報告するとともに、その対策について助言、指導しなければならない。

- 2 職員の健康診断は、嘱託医若しくは他の医療機関で行い、園長はその結果を本人に伝えなければならない。

第 19 条 当園は、外部からの侵入者に対する安全確保や日常の安全管理について、別紙【安全管理の点検項目】により点検し、園児等の安全確保に努める。

第 20 条 職員は、施設、遊具、火気等に注意し、その安全を確認し、事故を未然に防止することに努めるとともに、交通安全の指導並びに避難訓練等を計画し、実施しなければならない。

第 21 条 当園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行う。

## 第 7 章 保育料等

第 22 条 保育料は、市長の定めるところによる。

- 2 次の費用については、実費の支払いを受けることがある。

- (1) 日用品、文具等
- (2) 行事費
- (3) 2 号認定児童の給食費（副食費）
- (4) 保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要とされる費用
- (5) 延長保育の利用料
- (6) 一時預かり保育の利用料

ただし、(3) における給食費は、令和元年 10 月より施行される幼児教育・保育の無償化に伴う徴収として、その金額を別表 1 に定める。

- 3 当園が実施する (5)・(6) の特別保育事業において、事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として費用を徴収し、その金額を別表 2 に定める。

## 第8章 庶 務

第23条 公印の取り扱いは、別に定める公印取扱規程による。

第24条 当園の事務は、すべて園長の決裁を受けなければならない。

第25条 分掌事務並びにその職務分担については、年度毎の別表に定めるところによる。

### 附 則

1. この規則は、平成 12年 4月 1日より施行する。
1. この規則は、平成 27年 4月 1日より施行する。
1. この規則は、令和 1年 10月 1日より施行する。
1. この規則は、令和 2年 4月 1日より施行する。
1. この規則は、令和 3年 4月 1日より施行する。
1. この規則は、令和 4年 4月 1日より施行する。

別表1. 2号認定児童の給食費（副食費）

項 目	金 額
給 食 費	月額 4,500 円

別表2. 特別保育事業利用者負担額（1時間毎）

項 目	金 額
延 長 保 育	100 円
一時預かり保育	200 円